

2008年11月4日

文部科学大臣 様

日本高等学校教職員組合

中央執行委員長 北野 庄次

定 通 部 長 長岡 彰英

定時制・通信制教育の民主的充実に関する要求書

全国的に実施されている夜間定時制高校の統廃合により、希望する生徒の修学が困難となり、また文部科学省及び地方教育行政の予算が削減されているもとの、夜間定時制・通信制高校に通う生徒の修学が著しく困難な状況となっています。近年、夜間定時制・通信制高校に通う生徒は、家計補助のために昼間働き夜学ぶという生徒はもちろんです、不登校を経験した生徒、全日制高校を中途退学した生徒、向学心がありながら若い頃学ぶ機会がなかった中高年の方々、諸外国から日本に来たの方々など多様であり、夜間定時制・通信制高校は「やり直し」の場としての重要な役割をも担っています。

憲法に規定された「教育の機会均等」の原則を堅持し、その実現にむけた施策を実施することこそ文部科学省の重要な役割であると考えます。

下記の諸要求は、各地域の父母・生徒・教職員の要求を集約したものであり、そのすみやかな実現のために努力されることを切に要望致します。

記

1. 民主教育を発展させる諸条件を確立し、定通教育を充実すること。
 - (1) 学習指導要領の実施にあたっては、次の点を重視して行なうこと。
 - ①教育課程について、各学校における民主的な論議と合意に基づく自主編成を保障すること。
 - ②「国旗・国歌」の取り扱いを強制しないこと。
 - (2) 中等教育をいっそう変質させる総合学科・単位制高校・中高一貫校などの一方的導入をやめ、「多様化」・高校「改革」推進の政策を改めること。
 - (3) 後期中等教育を保障する通信制教育の充実をはかること。
 - ①学校保健法に基づいて、通信制生徒の健康管理のための健康診断を実施すること。
 - ②生徒の健康管理のために専任養護教諭が配置されるよう、標準法で明確に位置づけること。
 - ③通信制専用の保健室を設置するなど、施設設備を充実させること。
 - (4) 定時制・通信制高校に在学するすべての生徒に対する教科書・夜食費に関する補助を、国の責任で行なうこと。
 - (5) 定時制の学級定員を20名とし、教職員定数算定基準を「学級定員20名」に応じた算

定基準に改善すること。

- (6) 通信制教職員の定数算定区分を抜本的に改善すること。
- (7) 生徒の進路指導と卒業後のフォローアップ指導が充実できるように条件を整えること。
- (8) 発達障害や病弱、日本語を母語としない生徒など、特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達を保障するための教育条件を整備し、拡充すること。
- (9) 学校外の学修等の単位認定は、単位の切り売りや安易な単位認定につながるため、その運用を取りやめること。
- (10) 以下の項目について、各教育委員会を指導すること。
 - ① 学習権を奪う一方的な統廃合や学級減を行わないこと。また、統廃合によって生じた問題に対して適切な指導を行なうこと。
 - ② 昼間定時制や多部制単位制などの設置を理由に周辺の夜間定時制の募集停止を行わないこと。
 - ③ 「3年卒業」制について
 - ア. 高等学校卒業程度認定試験合格科目や定通併修・実務代替・技能連携・技能審査の成果などによる安易な単位認定を認めず、単位の自校履修を基本として運用すること。
 - イ. 同一クラスに3年卒生と4年卒生を混在させないこと。
 - ウ. 協力校方式定通併修（定時制の教員が自校で通信制の添削・面接業務・試験を行なう）による「3年卒業」制については、抜本的に見直すこと。
 - ④ 専修学校などとの連携教育をやめること。
 - ⑤ 自衛隊による不当な勧誘や学校教育への介入をやめさせること。
 - ⑥ 除籍者（転学・退学・死亡・休学除籍）の指導要録綴り（除籍者指導要録綴）については、在籍期間・単位修得の事実を残すために永年保存並みの扱いとすること。
- (11) 広域通信制とサポート校の実態を調査し、問題がある場合は改善の指導を行なうこと。
- (12) 教育の無償化をめざし、全日制を含めすべての高校生に対して、その具体的施策を講ずること。

2. 定時制・通信制に学ぶ生徒の学習・通学条件などを改善し、国庫補助を行なうこと。

- (1) 生徒の学習権を保障するため、有給就学制度を立法化すること。あわせて雇用主に対する保障措置を講ずること。さらに、勤労生徒に対する勤労学生控除の増額をはかること。
- (2) 「学校災害補償法」を制定すること。当面、授業中・部活動中における負傷等に対して生活費を援助する制度を設けること。
- (3) 働く青年に高等教育を受ける機会を保障するため、大学の夜間部・通信教育部への助成を行ない、増設・拡充を図ること。
- (4) 健全な学習・教育環境を保障するために、学校設置基準を見直すこと。
- (5) 各教育委員会が、以下の施策を実施できるよう指導・援助すること。
 - ① 修学奨励費の額を引き上げるとともに、認定要件の緩和、支給事務の簡素化、早期支

給を行なうこと。さらに、退学者等の返還義務制度を廃止し、当面、返還義務については退学した年度のみに限定し、無利子・単年度ごとに処理すること。

②教育の機会均等・学習権保障の立場に立ち、奨学金制度の抜本的改善と適用の拡大を図り、授業料減免措置を拡大すること。

③定通制専用の施設・設備を充実させること。

④完全給食制度は、民間委託ではなく自校調理方式とすること。補食給食制度を完全給食制度に切り替えること。通信制に完全給食制度を保障すること。

(6) 定通制生徒に対する就職差別撤廃のため、厚生労働省と連携して行政指導を強めること。

3. 定通制高校に勤務する教職員の労働条件を改善すること。

(1) 次のように、教職員定数の抜本的見直しをはかること。

①すべての課程・部・分校に最低1名の専任養護教諭の配置をする。とりわけ通信制の未配置校については専任養護教諭を早急に配置すること。

②進路指導と卒業後のフォローアップ指導を充実させるため、専任の教員を新たに配置すること。

③特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達を保障するために、専門専任の教員を新たに配置すること。

④専任の実習教員、事務職員、学校図書館職員の配置と増員を行なうこと。

⑤栄養士・給食調理員の配置と増員を行なうこと。

⑥現業職員、警備員の配置と増員を行なうこと。

⑦通信教育協力校への教員加配をすること。

(2) 各教育委員会が以下の改善を行なうよう指導・援助すること。

①教職員の生活を保障し、豊かな教育活動が可能な賃金体系とする。手当については、次の改善を行なうこと。

ア. 夜間課程勤務手当の復活・継続

イ. 通信制課程における「休日出勤手当」の新設

ウ. 定通手当を削減せず、全職種への拡大

②教員の免許外教科担当を解消すること。

③定数内職員を臨時職員にしないこと。

④各学校における臨時教職員の割合を最小限に押さえること。

⑤研修時間を保障すること。

⑥公費による定期的で精密な健康診断の実施を行なうこと。

⑦次世代育成支援対策推進法にともなう特定事業主行動計画の中で、定通制教職員のため具体的支援策を策定すること。

以上

2008 年度文科省重点要求の趣旨について

重点要求 1

1. (6) 通信制教職員の定数算定区分を抜本的に改善すること。

<要求趣旨>

現在の定数算定区分は 1982 年に改定されたものです。改定当時と現在では通信制高校の状況は大きく変わっています。

現在の生徒は、かつての働きながら学ぶ人や年齢の高い人は少なくなっています。文部科学省の 2007 年度学校基本調査によると、通信制の入学者に占める中学新卒者の割合は 37.7 % (中学新卒者の 1.34 %) になっています。また、病気をかかえていたり・不登校の経験者・転編入学者や特別支援教育の対象者となるような生徒が多くなっています。教員の精神的負担も多くなり病気等による休職者も増えてきています。

特に「単位制」の通信制高校では担当する生徒の数が多く、またクラス制・学年制をしている学校などでも、部主任の先生を除き全員が担任をしています (もちろん副担任にあたる方はいません)。日曜日の正規面接日に急に 1 人でも担任の先生が病気などで休まれると本当に他の先生にさらなる負担がかかり大変です。

また、通信制高校の状況が大きく変化しているにもかかわらず、四半世紀以上も算定区分が基本的には改善されていない (大規模課程に若干の配置が加えられたのみ) 事に関する見解をお示しいただきたい。

重点要求 2

1. (7) 生徒の進路指導と卒業後のフォローアップ指導が充実できるように条件を整えること。
3. (1) ②進路指導と卒業後のフォローアップ指導を充実させるため、専任の教員を新たに配置すること。

<要求趣旨>

定通教育の充実にあたって、生徒の進路指導と卒業後のフォローアップ指導を充実すること。具体的には専任の教員の配置をお願いします。

日高教と全国私教連による 2007 年度高校生の就職決定実態調査 (卒業時) によると、定時制・通信制高校卒業生の就職決定率は、76.6 % (06 年度 70.3 %) になっています。全体平均は 92.6 % (06 年度 92.0 %) であり、顕著な差があります。また、「就職も進学もしないまま卒業した生徒」の割合は 36.2 % (06 年度 34.8 %) となっています。全体平均は 5.5

% (06年度 6.4%) であり、定時制・通信制卒業生の進路決定の実態は深刻な状況にあります。「定時制・通信制には求人が来ない」という進路指導担当者をはじめとして、教職員の声があり、そのことが進路決定の深刻な実態の一つの要因となっていると考えられます。担任や進路指導部などで職場開拓にとりくんでいますが、とても追いつく状況ではありません。

また、日高教定通部は、卒業生の就業状況を調べるため、「どうしていますか」というアンケート調査を今年度実施しました。寄せられた 415 人の調査から、卒業時に「正社員」として就職した生徒の 8 割強が卒業 3 年後も「正社員」として就労しており、また、卒業時「進学」した生徒も大学・専門学校卒業後「正社員」として働くなど、全体として安定した進路を辿っていることが明らかになりました。こうした背景には、各学校での「進路指導」のとりくみの努力があります。「就職塾」をつくり、外部講師を呼んで労働現場での生の声を生徒に伝える。生徒を「ジョブカフェ」に連れて行く。ロングホームルームの時間を使い 3 年間系統的に進路指導を行うなどです。しかし、追跡調査できなかつた生徒は 200 人に上り、この 200 人の現在の状況が重要であり、今後の課題となります。

近年、定時制・通信制高校に入学してくる生徒は、「不登校」経験者や過年度卒生など多様な生徒の割合が多くなってきています。傾向としては、就職してから入学してくる生徒の割合が減少しています。学校としては、生活リズムをつくるためにも、また経済的に必要とする生徒のためにも昼間働くように奨め、勤め先を探すためにハローワークなどに朝早くから足繁く通い努力しています。そのためにも、人的保障は欠かせません。

当面、人的配置が不可能であるという場合、とりわけ困難な状況にある定時制・通信制の生徒の進路保障に関する文部科学省の見解をお示しいただきたい。

重点要求 3

1. (8) 発達障害やその他の障害・病弱、日本語を母語としない生徒など、特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達を保障するための教育条件を整備し、拡充すること。
3. (1) ③特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達を保障するために、専門専任の教員を新たに配置すること。

<要求趣旨>

ここでいう「特別な教育的ニーズ」とは、発達障害者支援法に定義される LD、ADHD、高機能自閉症等も含みます。

全教が 2004 年度 2 学期中に行なった「高校生における障害児等に関わる実態調査アンケート」では、高等学校に在籍する「障害生徒」の割合は、中堅校より困難校、困難校より定時制高校で高くなっています。また、調査では「障害生徒」の実態に対する特別な対応をとっていない学校が 6 割近くになります。その後も、定時制通信制においては特別な教育的ニーズを持つ生徒の占める割合が、全日制にも増して増加しているというのが現場の実感です。

特別な対応については、2007 年度から特別教育が始まり、本年度から、高校においても本

格実施されています。しかし、現状は場当たりの対応に迫られ、定時制・通信制の現場で、特別な教育的ニーズを持つ生徒の発達と教育を保障するためには、多くの困難があり、専門知識と特別な体制が必要となっています。

具体的には専門知識を持った専任教員の配置をお願いします。

重点要求 4

1. (10) ⑥除籍者（転学・退学・死亡・休学除籍）の指導要録綴り（除籍者指導要録綴）については、在籍期間・単位修得の事実を残すために永年保存並みの扱いとする。

<要求趣旨>

この要求に対する文科省の見解は「いろいろな状況があり、必要がある場合も考えられるが、永年保存を文科省で決めることは困難である」「省令上は、指導要録は 20 年保存しなければならないということで、それ以上のことについては設置者の判断である」というものであったと認識しています。

しかし、「高等学校卒業程度認定試験受験案内」にある「Ⅲ 試験科目の一部免除」に関しては、2 年連続で回答をいただけませんでした。今回は以下の項目に関してのみ、ご回答をお願いします。

「高等学校卒業程度認定試験受験案内」には、20 年以上前に取得した単位に関する一部免除の規定があるのに、指導要録綴りの保存が 20 年までとなっている事に関する見解をお示しいただきたい。